

令和3年 第5回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和3年 11月 30日 開会

令和3年 11月 30日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和3年第5回南種子町議会臨時会目次

第1号（11月30日）（火曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
1. 日程第4 議案第56号 和解及び損害賠償の額の決定について	4
社会教育課長説明	4
質疑	4
1番 濱田一徳君	5
6番 柳田 博君	6
8番 小園實重君	7
討論	8
採決	8
1. 日程第5 議案第57号 令和3年度南種子町一般会計補正予算 （第8号）	8
総務課長説明	8
質疑	9
6番 柳田 博君	9
討論	9
採決	9
1. 閉 会	10

令和3年 第5回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和3年 11月 30日

令和3年第5回南種子町議会臨時会会議録

令和3年11月30日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第56号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第5 議案第57号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第8号）
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	才川いずみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	河野容規君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君	社会教育課長	園田一浩君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから、令和3年第5回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、塩釜俊朗君、1番、濱田一徳君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、町長提出の議案第56号及び議案第57号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは提案理由について、御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、事件案件1件、予算案件1件の計2件でございます。

それでは、事件案件から順次要約して御説明を申し上げます。

議案第56号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。中央公民館屋内運動場の外壁の一部が経年劣化により爆裂し落下したため、駐車してあった車両の一部を破損したことに、損害賠償しようとするものでございます。

議案第57号は、令和3年度南種子町一般会計補正予算（第8号）でございます。先日閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」におけ

る「子ども・子育て支援」のひとつであります、子育て世帯への臨時特別給付金によるもので、3,918万8,000円を追加し、総額61億2,348万7,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第56号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第56号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします

当局の説明を求めます。社会教育課長、園田一浩君。

○社会教育課長（園田一浩君） それでは、議案第56号について御説明申し上げます。

議案第56号和解及び損害賠償の額の決定について、管理施設事故による和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

管理施設である中央公民館屋内運動場外壁の一部が、経年劣化による爆裂で落下し、駐車中の車の天井及びバイザーを破損したものでありまして、車の所有者との和解が成立しましたので議会の議決を求めるものでございます。

相手方につきましては、南種子町在住の男性でございます。事故の概要といたしまして、令和3年10月22日12時30分ごろ、中央公民館屋内運動場正面玄関左側外壁の一部が、経年劣化による爆裂により落下し、駐車していた男性の自家用車の運転席上部とバイザーを破損したものでございます。

和解の要旨といたしまして、町は相手方に対し損害賠償を行い、相手方は損害賠償の額を受領することによって本件について今後何ら苦情ないし異議の申し立てをしないこととして、和解の成立とするものでございます。

和解の理由といたしましては、双方の合意が成立したものでございます。

損害賠償の額につきましては、2万4,200円で修理費でございます。

損害賠償の金額については、本町は、全国町村会総合賠償補償保険制度に加入しておりますので、その保険会社から入ることになっております。

その後の事故現場の対応については、屋内運動場正面玄関周辺にカラーコーンとロープにより立入り禁止の表示をし、11月18日に高所作業車を使用し、爆裂箇所の補修と周辺全体の確認をしたところでございます。

経年劣化による爆裂でありまして、今後については、定期的な点検を更に充実し、事故の再発防止に努めていきたいと考えております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君）　こういう事案は再発防止が一番重要だと思うんですけども、似たような施設あるいは同じ時期に出来た建物の点検は実施されてますか。聞かせてください。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　ご質問にお答えいたします。

今回はこういう社会教育施設ということで、この和解の関係についてご提案させていただきます。関係する教育委員会は、教育委員会の方において現在指示をし点検等行われていると。そしてまた今後も、そういうことをしっかりやるというふうに報告を受けておりますので、後もって、この社会教育関係、教育委員会関係については、教育委員会の方から答弁をさせていただきたいと思えます。町の教育委員会以外の施設に関しましても、それぞれのこういう老朽化した施設がございますので、そこについてはそれぞれの担当課においてしっかりと確認をしていることになっておりますけれども、今後さらにそこについては徹底していかなければならないと感じておりますので、そこは内部においてもしっかりともう一回再検討をして進めて行きたいと考えております。教育委員会側についてはそちらの方からお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君）　教育関係に所管する施設でございますけれども、50年以上のものが6カ所あります。45年以上がこの50年以上も含めると20カ所、シャワー室とかトイレ室とか分けた施設ですけれども、それが20カ所ぐらいありまして。これを機会に総合的に点検をしたところでございます。今のところ爆裂の可能性は無いのではないかと感じておりますけれども、定期点検の期間を短くして、分担し合って点検をしていくこととしております。そして、総合的な長期計画に基づいてこの建物がどのようにされていくのか、町長部局やいろんなところと連携を図っていくことが重要ななというふうに思っているところであります。そして非常に高いところとかにつきましても、手がつけられないところにつきましてもは専門家を入れた定期的な点検をしていくことも考えているところであります。また、私たちが行う目視やら触ったりする点検においては、金槌とかドライバーとかですね、ちょっとした工具を持ったりしてすぐに来るところはやっていくと、いったようなところも併せて点検をするように指示をしたところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 他に質疑はありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 点検を強化して今後もやっていくということなのですが、私、一般質問で過去、公的な体育館とかです。施設についても話をしたことがあります。御回答もいただいているんですけども、多額の予算が生じるということになかなか改修までいっていないというのが実態じゃないかなと思います。その中で、今回の事案については物損で済んだ訳ですが、先程も議運でも話をしたんですが、人身的な問題があれば非常に大きな問題になっていくんじゃないかなと思いますので、こういうふうな点検をしてその後の対応についての話が全く先程の答弁では見られなかったので、今後こういう点検をしてどうしても危険という建物については使用禁止とか、改修をするまで使用禁止とかいうふうな措置は考えていないのか伺いたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 町が管理をする大半のこの建物については、耐震性の問題というものが一番重要になってくると思ひまして、そしてまた、今回も自然の家の体育館の方も耐震調査をいたしたところであります。耐震性について問題がなければその後いろんな御要望もありますので、どのような形で有効に利活用するかということ踏まえながら、長期振興計画の中にあるそういったものにおいて整備をしていくことになるんだらうというふうに思ひます。ここの高校跡地の体育館もごさいますけれども、今、上の方は応急的に雨漏りの関係の修繕をしておったり、そしてまた床の問題いろいろ御意見をいただいております、この座談会の中にも御要望が出てきました。当然やれるべきところについては早急に修繕については行わなければなりません、ここも来年度以降の長期振興計画の中に入っているものもあります。

そしてまた、私どもの町においては、福祉センターを含め、今後しっかりとこれをどのように整備をして行くか、リニューアルをしていくのか、そういう方向性というのは計画には載っていますが、そこはしっかりと考えていかなければならないということで、これは職員にも話をしておりますけれども、t o t oを使ったりいろんな補助事業であったりそういう交付金であったり使えるものは活用しながらやらなければ、これは将来にわたる財源的な問題が出てきますので、そこは十分に現在も含めて調査をしておりますけれども、その調査の結果によっては、屋根についてはt o t oは使えないとか、いろんな問題があるようですから使える部分のところと、そしてまた他の交付金と組み合わせが出来るのかどうか、そういうものも現在指示をしながら調査をしております。次年度以降ですけれども早急にいろんなものを調査をしながらやっていかなければならないと思ひます。

また、他にも今いろんな状況が御要望もしたりしている部分がありまして、他にあらゆる交付金を活用して他のものとの組み合わせで出来ないかどうかも含めてですね、今後検討して、やっぱり計画に載っているような段階でしっかり整備をしていくという事が重要だと思いますので、今後そういうものもそしてまた議員の皆さんからもいろいろ情報いただきながら、また、そういう段階になりましたら私どもの方からも大きな整備についてはしっかりと御説明をしながら御理解をいただかなければならないと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。ただ、これをそういう大きな整備をして行くまでの間において活用していくという事については、しっかりとそこを利用される皆さんに御不便があってはなりませんし、また事故等があってはなりませんから、そこはそこでしっかりと対応して行きたいと考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 他に質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 検証したいんですが。爆裂をおこしてコンクリート破片が落下し事故に至ったという事の説明であります。これまで、見回り等通じて適正な管理が事故防止を含めてですね、危険個所という認識が出来ていたのかどうか、出来ていたとすればそれによつての対策が取られていたのかという事が1点と、2点目に駐車をされていた車両は、その駐車していたスペースは駐車場になっていたのかどうか、適正な駐車の仕方であったのかですね。いろいろな総合的な買い物客だとかそういった方たちの利用車両に配慮してやむなくそこに止められたという事も推測は出来ますが、その辺の過失はなかったのかですね。3点目に事故が起きて今後の現場措置をどのようにされているのかですね。

以上、3点お尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○社会教育課長（園田一浩君） お答えをいたします。

まずこれまでの点検についてという事でございますが、これまでも定期的に点検をしております、この前の点検につきましては、異常が無かったというふうに確認をしているところでございます。それから駐車していた位置についてでございますが、物産館に来るお客さまのためにということで、あの一部についても駐車をしてきておりましたので、というところでのこちらは認識をしているところでございます。最後に現場の措置でございますが、先程の説明でもいたしましたとおり駐車禁止という形にして11月18日に確認をし、今応急の処置をしたところでございまして、当面正面玄関の前については駐車を禁止という形で対応をしているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 一昨日該当物件を視察に行きましたが、確かに屋内運動場に向かって開口部の右左には、三角のコーンが緑と白色のものが設置をされておりました。左側の壁については駐車禁止が表示をされておりましたが、右側には駐車禁止の表示が見当たらなかつたところでございますが、四輪車は入らないと思えますけど、単車とか自転車については停められる方の理解といいですか、認識によっては入れる感覚で置かれておりましたが、実際に左側には自転車が3台なかの方に停められておりました。屋内をのぞき見をしたところ、指導者プラス子供たちが球技の練習をされておることが確認できましたが、出来ることならロープを張って自転車でも入れないような事後措置は必要ではないのかなと考えましたがいかがですか。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○社会教育課長（園田一浩君） 今の件につきましては、私の方が確認をしておりませんでしたので、早急にそのような対策をとりたいというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第8号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第57号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第57号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、先日閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済

対策」における「子ども・子育て支援」のひとつであります、子育て世帯への臨時特別給付金によるもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,918 万 8,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 61 億 2,348 万 7,000 円とするものであります。

第 1 表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から説明いたしますので、2 ページをお開きください。

臨時特別給付金事業費については、子育て世帯への臨時特別給付金によるもので、3,918 万 8,000 円を追加するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1 ページをお開きください。

国庫支出金については、子育て世帯への臨時特別給付金に伴う事業費事務費補助金を追加するものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、担当課長より説明を申し上げますので御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。6 番、柳田 博君。

○6 番（柳田 博君） 世帯数を教えてほしいと思います。何戸支給する世帯があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 正確の数字ではないかもしれませんが、私たちが把握している現在の概数としてあっているのが、中学生以下については対象者が 650 名、それから高校生については対象者 120 名ということで予算を要求させていただいているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 57 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号令和 3 年度南種子町一般会計補正予算（第 8 号）は、原案のとおり可決されました。

————— . ——— . —————

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。
会議を閉じます。令和 3 年第 5 回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

————— . ——— . —————

閉 会 午前 10 時 24 分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 濱 田 一 徳